

処分業

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を
中間処分や埋立処分する場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

届出者

〒444-8601

住 所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 株式会社

氏 名 代表取締役 岡崎 太郎
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
電話番号 0564-23-6000

平成〇 年 〇 月 〇 日付け第105〇〇〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙のとおり	施設数が少ない場合はここに別紙の内容を記載しても構いません。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
（ふりがな） 名 称		住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合） 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職・呼称	住 所	
廃止又は変更の理由	法令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため		
備考			
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。			
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。			

事業の用に供する施設それぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱うかどうかを記載してください。

別紙

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(選別、破碎、脱水) 埋立処分

同じ処分方法の施設が複数ある場合は型番や設置場所、設置年月日等を記載し、どの施設なのか特定できるようにしてください。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設(設置場所: 愛知県岡崎市十王町二丁目9番)

本施設では水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の選別処分は行いません。

(2) 選別施設(設置場所: 愛知県岡崎市十王町二丁目3番)

本施設では水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の選別処分は行いません。

(3) 破碎施設

本施設で直管蛍光管(金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず* (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))の破碎処分を行います。

(4) 脱水施設

本施設では水銀使用製品産業廃棄物の脱水処分は行いません。

本施設で汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)の脱水処分を行います。

(5) 埋立施設(管理型)

本施設で水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分を行います。

本施設で燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。) 汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。) 鉋さい(水銀含有ばいじん等を含む。) ダスト類(水銀含有ばいじん等を含む。)の埋立処分を行います。

各施設について水銀使用製品産業廃棄物の中間処分(埋立処分)を行うかどうかを記載してください。(中間処分又は埋立処分を行わない場合も「水銀使用製品産業廃棄物の中間処分(埋立処分)を行わない」と記載してください)

有する許可品目のうち、水銀含有ばいじん等と定められている品目(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉋さい、ダスト類)について、中間処分(埋立処分)を行うかどうかを記載してください。